

「働き方改革」と労務管理

～平成29年度法改正の動向と留意点～

(一社)三田労働基準協会
(一社)池袋労働基準協会(幹事)

働き方改革実行計画が発表され、様々な働き方へ向けた政策的な動きが進んでいます。その中でも、罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正は大きなテーマとして掲げられており、これからの労働環境へも影響があると思われます。

また、もうひとつ注目すべきなのが、同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善ではないでしょうか。

今回の実践労務管理セミナーでは、以上のような働き方改革に向けた対応や、その他の注目すべき内容について取り上げるとともに、平成29年度の改正労働関係法にも触れていきます。

1 日時 平成29年10月31日(火) 14:00～16:00(開場・受付は13:30～)

2 場所 「豊島区立生活産業プラザ」8階多目的ホール(地図参照)
豊島区東池袋1-2-15 電話 03-392-7011

3 内容

- (1) 平成29年度の法改正事項
 - 雇用保険法、育児・介護休業法
 - 職業安定法など
- (2) 働き方改革実行計画の予定事項
 - 時間外労働の上限規制
 - 同一労働・同一賃金
 - 解雇の金銭解決制度

4 講師

元労働新聞社編集局実務相談室室長・社会保険労務士 長谷川 央 氏

5 受講申込(定員60名)

受講申込書にご記入の上、平成29年10月24日(火)までに三田労働基準協会事務局へFAX(03-3451-7692)にてお申込み下さい。

受講可能な場合は、受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者にFax返信いたします。

6 受講料

当協会会員は、3,000円(非会員は5,000円)(税込、資料等含む)

受講料は受講票到着後2週間以内(受講票到着から10月24日まで2週間ない場合は10月24日まで)に次の銀行口座にお振込みください。振込手数料はご負担下さい。

・三菱東京UFJ銀行 田町支店 ・口座番号 普通預金 0397963

・口座名義 一般社団法人三田労働基準協会 ・名義人住所 東京都港区芝4-4-5

振込人名の前に、セミナー月日をご記入下さい(例 103100カイシャ等)。

10月24日までの取消しは、全額返金します(振込手数料はご負担下さい)。それ以降の取消は返還できませんので予めご了承ください。

※この講習は、池袋、三田、品川、大田、渋谷、新宿、向島、王子労働基準協会の共催により開催し、幹事協会は池袋労働基準協会です。以上8協会の会員は会員価格です。